

○特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿若しくは定款等又は認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧又は謄写に関する要項

(平成 10 年 11 月 27 日告示第 756 号)

改正 平成 14 年 3 月 29 日告示第 317 号 平成 15 年 3 月 31 日告示第 349 号の 2 の 8
平成 18 年 4 月 21 日告示第 465 号 平成 19 年 5 月 9 日告示第 420 号
平成 20 年 3 月 12 日告示第 191 号 平成 24 年 3 月 30 日告示第 516 号の 2
令和 3 年 4 月 9 日告示第 355 号

〔特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項〕
を次のように定める。

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿若しくは定款等又は認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧又は謄写に関する要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、熊本県特定非営利活動促進法施行条例(平成 10 年熊本県条例第 43 号。以下「条例」という。)第 4 条及び第 7 条の 7 の規定に基づき、事業報告書等、役員名簿、定款等又は役員報酬規程等(以下これらを「閲覧に係る書類」という。)の閲覧又は謄写の場所その他閲覧又は謄写に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧又は謄写場所)

第 2 条 条例第 4 条及び第 7 条の 7 の知事が定める場所(以下「閲覧室」という。)は、くまもと県民交流館とする。

(閲覧又は謄写時間)

第 3 条 閲覧又は謄写の時間は、平日及び土曜日にあつては午前 10 時から午後 9 時まで、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 号法律第 178 号)に規定する休日にあつては午前 10 時から午後 6 時までとする。

(閲覧又は謄写日)

第 4 条 閲覧又は謄写の日は、次に掲げる日を除いた日とする。

くまもと県民交流館条例(平成 13 年熊本県条例第 57 号)第 5 条に基づく休館日

(閲覧又は謄写手続)

第 5 条 閲覧に係る書類を閲覧又は謄写しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、閲覧室に備え付けてある閲覧又は謄写請求書(別記様式)に必要な事項を記入し、係員に提出するものとする。

(遵守事項等)

第 6 条 閲覧に係る書類は、閲覧室の外に持ち出すことができない。

- 2 閲覧者は、閲覧に係る書類を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 3 係員は、前 2 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧又は謄写を中止させることができる。

附 則

この要項は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日告示第 317 号)

この要項は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日告示第 349 号の 2 の 8)

この要項は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 21 日告示第 465 号)

この要項は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 9 日告示第 420 号)

この要項は、平成 19 年 5 月 9 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 12 日告示第 191 号)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 516 号の 2)

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 9 日告示第 355 号)

この要項は、公布の日から施行する。

別記様式(第 5 条関係)

[別紙参照]

